

独立行政法人日本学生支援機構

平成16年規程第15号

最近改正 令和7年規程第10号

寄付金取扱規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

寄附金取扱規程

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における寄附金の受入れ、管理及び使途に関する取扱については、会計規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第1号）、その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(寄附金の受入れの基準及び制限)

第2条 機構が受け入れる寄附金は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号。以下「法」という。）第13条に規定する業務に充てられる次のいずれかに該当する寄附金（以下「学生支援寄附金」という。）とする。

- (1) 一般の個人又は法人からの申出により受け入れるもの
 - (2) 返還完了に係る報奨金又は過剰返還金を、返還金の支払を行った者からの申出により受け入れるもの
 - (3) 返還完了に係る過剰返還金であって、当該額の返金に係る手数料を除くと100円未満となるものを受け入れるもの
- 2 前項第1号に該当する学生支援寄附金のうち、機構が指定寄附金（昭和40年大蔵省告示第154号又は昭和40年大蔵省告示第159号に該当するものをいう。この項及び第3条第1項について同じ。）として寄附を募る場合及び寄附者から指定寄附金として申出があった場合は、指定寄附金として受け入れるものとする。
- 3 第1項第1号に該当する学生支援寄附金のうち、一般の個人から日本学生支援機構修学支援基金（以下「基金」という。）への寄附金として申出があった場合は、基金への寄附金（以下「修学支援寄附金」という。）として受け入れるものとする。
- 4 第1項第1号に該当する学生支援寄附金のうち、一般の個人又は法人からグローバル人材育成コミュニティ事業への寄附金として申出があった場合は、海外留学支援寄附金として受け入れるものとする。

(学生支援寄附金の受入れ)

第3条 前条第1項第1号及び第2号に規定する学生支援寄附金（指定寄附金、修学支援寄附金及び海外留学支援寄附金を除く。）は、別紙様式1の学生支援寄附金申込書又はインターネットにより受け付けるものとする。

- 2 前条第1項第1号に規定する学生支援寄附金のうち、指定寄附金（昭和40年大蔵省告示第154号に該当するものをいう。）は、別に定めるところにより受け付けるものとする。
- 3 前条第1項第1号に規定する学生支援寄附金のうち、修学支援寄附金は、別紙様式2の修学支援寄附金申込書又はインターネットにより受け付けるものとする。
- 4 前条第1項第1号に規定する学生支援寄附金のうち、海外留学支援寄附金は、別紙様式3から別紙様式4の海外留学支援寄附金拠出計画書又はインターネットにより受け付けるものとする。
- 5 前条第1項第1号に規定する学生支援寄附金のうち、指定寄附金（昭和40年大蔵省告示第159号に該当するものをいう。）は、別紙様式5の海外留学支援寄附金拠出計画書により受け付けるものとする。
- 6 前5項の規定にかかわらず、特段の事情があると認められる場合には、上記に準ずる方式により受け付けるものとする。
- 7 学生支援寄附金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れない。
 - (1) 機構に新たな財政負担が生じる場合（既定予算で賄えるものを除く。）
 - (2) 当該寄附金が脱税その他不当な目的によるものと認められる場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、機構の業務の遂行上支障があると認められる場合及び機構が受け入れることが社会通念上不適当と認められる場合
(領収証等の交付)

第4条 学生支援寄附金が納付された場合は、領収証を寄附者に交付するものとする。

- 2 第2条第1項第3号に規定する学生支援寄附金が納付されたときは、前項の規定にかかわらず、領収証の発行に代えて、学生支援寄附金に振り替えて受け入れることを返還完了通知に記載するものとする。
- 3 クレジットカードの利用により寄附金が納付されたときは、第1項の規定にかかわらず、クレジットカードの利用時に発行される利用明細書をもって領収証の発行に代えることができるものとする。
- 4 第1項による領収証のほか、当該納付された学生支援寄附金の額に応じて、次の各号に掲げるものを別に定める方法により寄附者に交付することができる。
 - (1) 50万円未満 礼状
 - (2) 50万円以上（納付額の累計が50万円以上となったときを含む。） 礼状及び感謝状
(経理及び保管等)

第5条 学生支援寄附金は、会計規程第5条に規定する業務区分ごとに整理する。

- 2 学生支援寄附金は、会計規程第25条の規定に基づき取引を行っている金融機関に預託するものとする。
- 3 学生支援寄附金及び前項の預託により生じた利息（以下「学生支援寄附金等」という。）は、第1項に規定する業務区分ごとの負債科目「預り寄附金」又は「長期預

り寄附金」に組み入れるものとする。

4 会計規程第24条第2項の出納責任者は、学生支援寄附金を保管し、帳簿その他の証拠書類を管理するものとする。

5 出納責任者は、毎月、収入支出報告書に学生支援寄附金の収支を整理し、理事長に報告するものとする。

(学生支援寄附金等の使途)

第6条 学生支援寄附金等は、JASSO災害支援金の支給その他の法第13条（修学支援寄附金及び前条第2項の預託により生じたその利息にあつては、法第13条第1項第1号）に規定する業務に使用するものとする。

2 学生支援寄附金等を使用するときは、その使途を明らかにするものとする。

(紺綬褒章等の申請)

第7条 第2条第1項第1号に該当する学生支援寄附金の寄附者が、「紺綬褒章等の授与基準について」（昭和55年11月28日閣議決定）に該当すると認められる場合で、当該寄附者が希望するときは、紺綬褒章等の申請を行うものとする。

(基金)

第8条 第2条第3項に規定する基金に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第51号）

(施行期日)

1 この規程は、平成16年11月29日から施行する。

(寄付金取扱規程施行細則の廃止)

2 寄付金取扱規程施行細則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第11号）は、廃止する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第16号）

この規程は、平成23年6月10日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第19号）

この規程は、平成26年4月8日から施行し、改正後の寄附金取扱規程の規定は、平成26年2月27日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第25号）

この規程は、平成26年10月15日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第32号）

この規程は、平成26年12月26日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第23号） 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成28年9月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第19号）

この規程は、平成29年5月12日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第10号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第26号）
この規程は、平成30年8月27日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第8号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第20号）
この規程は、令和2年5月15日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第22号）
この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第28号）
この規程は、令和2年11月5日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第1号）
この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第18号）
この規程は、令和4年10月6日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第16号）
この規程は、令和5年5月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第10号）
この規程は、令和7年3月7日から施行する。

学生支援寄附金申込書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

寄附者 フリガナ 氏名

(法人の場合は、法人名及び代表者名)

住所 (〒 —)

電話 (— —)

学生支援寄附金として、下記のとおり寄附します。

1. 寄附金額 金 _____ 円

2. 寄附目的

☐ ① 使い道を指定しない寄附 (②を含む学生支援事業全般)

☐ ② 自然災害等の被災学生支援 (JASSO災害支援金)

(注) ①又は②のどちらかにチェックをお願いします。選択されていない場合は、①を選択したものとさせていただきます。

3. 寄附理由 (任意)

4. 宣誓事項 (以下を必ずご確認の上、チェックをお願いします。)

☐ 脱税その他不当な目的によるものではありません。

☐ 寄附者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋又はこれらの関係者
その他反社会的勢力 (以下「反社会的勢力」という。) ではありません。

☐ (寄附者が法人の場合) 寄附者の役員、寄附者の経営権を実質的に有する者
又は寄附者の使用人 (以下「役員等」という。) が反社会的勢力に属していま
せん。

☐ 寄附者又は役員等が反社会的勢力の維持運営に協力又は関与していません。

こちらについてもご確認ください。

(1) 寄附金申込書・振込用紙等に記載される住所・氏名等の個人情報、本機構の寄附金業務に
限り利用し、その他の目的で利用することはありません。

(2) 本機構のホームページ等広報物に、寄附者 (個人又は法人) のお名前及び寄附金額を掲載
させていただく場合があります。掲載を希望されない場合は、以下にチェックをお願いします。

☐ 寄附者名の掲載を希望しません。

☐ 寄附金額の掲載を希望しません。

修学支援寄附金申込書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

寄附者 フリガナ 氏名

住所 (〒 —)

電話 (— —)

修学支援寄附金として、下記のとおり寄附します。

1. 寄附金額 金 _____ 円

2. 寄附目的

学資金を貸与し、又は支給する事業

3. 寄附理由 (任意)

4. 宣誓事項 (以下を必ずご確認の上、チェックをお願いします。)

- ☐ 脱税その他不当な目的によるものではありません。
- ☐ 寄附者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋又はこれらの関係者
その他反社会的勢力 (以下「反社会的勢力」という。) ではありません。
- ☐ 寄附者は反社会的勢力の維持運営に協力又は関与していません。

こちらについてもご確認ください。

(1) 寄附金申込書・振込用紙等に記載される住所・氏名等の個人情報、本機構の寄附金業務に
限り利用し、その他の目的で利用することはありません。

(2) 本機構のホームページ等広報物に寄附者のお名前及び寄附金額を掲載させていただく場合が
あります。掲載を希望されない場合は、以下にチェックをお願いします。

- ☐ 寄附者名の掲載を希望しません。
- ☐ 寄附金額の掲載を希望しません。

(別紙様式3)

【特定公益増進法人への寄附】

海外留学支援寄附金拠出計画書(法人用)

1. 寄附金額

金 _____ 円

2. 寄附の目的

グローバル人材育成コミュニティ事業

3. 払込方法(必ずチェックをお願いします。)

☐ 上記の金額を一括して 年 月 日頃に払い込みます。

☐ 上記の金額を次のとおり分割して払い込みます。

払込時期	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	合 計
払込額	円	円	円	円	円	円	円

4. 寄附者の情報

下記を宣誓し、上記金額を寄附します。(必ずチェックをお願いします。)

☐ 脱税その他不当な目的によるものではありません。

☐ 寄附者は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はその他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)ではありません。

☐ 役員、寄附者の経営権を実質的に有する者又は寄附者の使用人(以下「役員等」という。)が反社会的勢力に属していません。

☐ 寄附者又は役員等が反社会的勢力の維持運営に協力又は関与していません。

年 月 日

住所

電話

法人名

代表者名

〔表面〕

※裏面もご記入ください。

連絡先が異なる場合は、御担当部署、御担当者名、電話番号をお書きください。

御担当部署：

御担当者名：

電話番号：

寄附をされた企業・団体のお名前を本機構のホームページ等広報物に掲載させていただく場合があります。掲載を希望されない場合は、以下にチェックをお願いします。

☐ 掲載を希望しません。

[担当部署]

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

(文部科学省内 官民協働海外留学支援創
出プロジェクト)

(独) 日本学生支援機構

グローバル人材育成部

グローバル人材育成企画課

ファンドレイズ担当

TEL:03-6734-4923

[裏面]

(別紙様式4)

【特定公益増進法人への寄附】

海外留学支援寄附金拠出計画書(個人用)

1. 寄附金額

金 _____ 円

2. 寄附の目的

グローバル人材育成コミュニティ事業

3. 払込方法(必ずチェックをお願いします。)

☐ 上記の金額を一括して _____ 年 _____ 月 _____ 日頃に払い込みます。

☐ 上記の金額を次のとおり分割して払い込みます。

払込時期	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	合 計
払込額	円	円	円	円	円	円	円

4. 寄附者の情報

下記を宣誓し、上記金額を寄附します。(必ずチェックをお願いします。)

☐ 脱税その他不当な目的によるものではありません。

☐ 寄附者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋又はその他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)の関係者ではありません。

☐ 寄附者が反社会的勢力の維持運営に協力又は関与していません。

年 月 日

住所

電話

氏名

[表面]

※裏面もご記入ください。

連絡先が異なる場合は、御担当部署、御担当者名、電話番号をお書きください。

御担当部署：

御担当者名：

電話番号：

寄附をされた寄附者のお名前を本機構のホームページ等広報物に掲載させていただく場合があります。掲載を希望されない場合は、以下にチェックをお願いします。

☐ 掲載を希望しません。

[担当部署]

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

(文部科学省内 官民協働海外留学支援創
出プロジェクト)

(独) 日本学生支援機構

グローバル人材育成部

グローバル人材育成企画課

ファンドレイズ担当

TEL:03-6734-4923

[裏面]

(別紙様式5)

【指定寄附金としての寄附】

海外留学支援寄附金拠出計画書

1. 寄附金額

金 _____ 円

2. 寄附の目的

グローバル人材育成コミュニティ事業

3. 払込方法 (必ずチェックをお願いします。)

☐ 上記の金額を一括して _____ 年 _____ 月 _____ 日頃に払い込みます。

☐ 上記の金額を次のとおり分割して払い込みます。

払込時期	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	年 月 頃	合 計
払込額	円	円	円	円	円	円	円

4. 寄附者の情報

下記を宣誓し、上記金額を寄附します。(必ずチェックをお願いします。)

☐ 脱税その他不当な目的によるものではありません。

☐ 寄附者は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はその他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではありません。

☐ 役員、寄附者の経営権を実質的に有する者又は寄附者の使用人（以下「役員等」という。）が反社会的勢力に属していません。

☐ 寄附者又は役員等が反社会的勢力の維持運営に協力又は関与していません。

年 月 日

住所

電話

法人名

代表者名

〔表面〕

※裏面もご記入ください。

連絡先が異なる場合は、御担当部署、御担当者名、電話番号をお書きください。

御担当部署：

御担当者名：

電話番号：

寄附をされた企業・団体のお名前を本機構のホームページ等広報物に掲載させていただく場合があります。掲載を希望されない場合は、以下にチェックをお願いします。

☐ 掲載を希望しません。

[担当部署]

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

(文部科学省内 官民協働海外留学支援創
出プロジェクト)

(独) 日本学生支援機構

グローバル人材育成部

グローバル人材育成企画課

ファンドレイズ担当

TEL:03-6734-4923

[裏面]